

国民健康保険制度

今年4月から国民健康保険制度が改正され、これまで市町村ごとに運営していた国民健康保険について、都道府県が財政運営の責任主体となるなどの変更がありました。制度改正に伴う変更点についてお知らせします。

被保険者証が変わります

被保険者証には、これまでは「国民健康保険被保険者証」と表示されていましたが、8月交付分からは「鹿児島県国民健康保険被保険者証」と表示されるようになります。また、資格管理の開始日を「適用開始年月日」として位置付けることになり、被保険者証の様式が一部変更になります。

また、これまで70歳から74歳までの被保険者の方には、高齢受給者証が交付されていましたが、8月からは被保険者証と一体化します。

新しい被保険者証については、7月末までに送付します。現在お持ちの被保険者証の有効期限は7月31日までです。8月1日以降は使用できませんので、ご注意ください。

*新しい被保険者証の有効期限は、8月

薩摩川内市コンベンション施設の 基本設計(素案)を公表します

川内駅東口市有地に建設予定のコンベンション施設は、昨年の12月議会で、施設整備・運営事業契約の承認を受け、優先交渉権者と本契約を締結し、基本設計を進めてきました。このたび、「薩摩川内市コンベンション施設整備・運営事業基本設計書」を作成しましたので、その内容についてお知らせします。

【問合せ】=本庁施設課コンベンション施設グループ ☎(23)5111(内線606・622)



◆デザインコンセプト

薩摩川内市の歴史と文化を継承し、新たな景観を生み出す地域交流拠点のシンボル
薩摩川内市の街並みにふさわしく、歴史や文化を感じさせながらも躍動感のある外観とし、川内駅への新たな人の流れを誘引し、さまざまな交流と活動を生み出し、地域をリードするランドマークを目指します。

◆施設全体のイメージ



◆基本設計の概要

建物規模：地上4階
構造種別：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
建築面積：2,788㎡
延床面積：5,900㎡

*上記内容はコンベンション施設の概要で、民間収益施設は含まれていません。
*民間収益施設については、事業者(特別目的会社)が基本設計に着手しており、秋ごろには構想が公表される見込みです。



観覧席展開時イメージ



平土間形式利用イメージ

◆各階機能

- 3階 多目的ホールのバルコニー席および機械操作室、大会議室、楽屋として使用できる中会議室や各種和行事を開催できる和室などを配置しています。3分割可能な大会議室は、会議やセミナーのほか、レセプション利用が可能です。
- 2階 多種多様な催事に利用できる多目的ホール、屋外デッキと一体的に計画されたホワイエ(ホールロビー)や交流サロンを配置し、開放的で内部のにぎわいを発信するフロアとなっています。
- 1階 市民活動、子育て世代などの支援センターや市民交流エリア、子ども広場などのフリースペースを配置し、気軽に立ち寄れるオープンなフロアとなっています。また、会議室、多目的キッチン、総合案内なども配置しています。

多目的ホール

可動式観覧席を備えた多目的ホールは、多種多様な催事に対応できる機能性の高いホールです。

性能

- 収容人員(シアター形式1,000人、スクール形式480人)
- レセプション(円卓400人、立食600人)
- ロールバックチェア(移動式観覧席)648席、バルコニー席144席、他214席
- 固定式舞台(開口20m、高さ8m、奥行7.6m)

対応イベント

- 式典、講演会、学会
- 展示会
- コンサート・映画
- 社交ダンス など

会議室

各階に配置された大・中会議室は、多目的利用に合わせて分割利用ができるようになっています。

大会議室(最大210人、3分割可)、中会議室①(最大70人、2分割可)、中会議室②(最大35人)、小会議室A(最大18人)、小会議室B(最大15人)、小会議室C(最大30人)、多目的キッチン(最大45人)、和室(最大35人)

*掲載しているイメージ図や内容は、確定したものではありません。
*基本設計の概要などについては、市ホームページ上にも掲載しています。

70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額

区分	外来(個人単位)の限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額
平成30年7月まで 現役並み所得者	57,600円	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1% 【44,400円】
一般	14,000円 *年間上限144,000円	57,600円 【44,400円】
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

平成30年8月から	課税所得690万円以上	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1% 【140,100円】	57,600円 【44,400円】
	課税所得380万円以上690万円未満	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1% 【93,000円】	
	課税所得145万円以上380万円未満	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1% 【44,400円】	24,600円
	一般	18,000円 *年間上限144,000円	
低所得Ⅱ	8,000円	15,000円	
低所得Ⅰ			

*年間上限額は、8月から翌年7月までの累計額に対し適用されます。
*【 】内は、過去1年間に4回以上発生した場合の4回目以降の限度額

高額療養費制度の見直し

高額療養費制度は、医療機関の窓口で療養費の自己負担分を支払った後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について

区分が細分化され、限度額も変更になります。

1日から来年7月31日までです。(ただし、来年7月31日までに75歳に到達される方の被保険者証の有効期限は、誕生日の前日まで)
*就学による他市町村への転居に伴い、「マル学被保険者証」が必要となる方は手続きが必要です。

後日払い戻し、家計に対する医療費の負担が過重にならないようにする制度です。これまで、高額療養費の多数回該当は、市外に転出・転入した場合は通算されませんでしたが、県内の他市町村への転入・転入で、世帯の継続性が認められる場合は通算され、経済的な負担が軽減されやすくなりました。

【問合せ】
▼本庁保険年金課国保グループ
☎(23)5111(内線2841・2843)
▼各支所地域振興課健康福祉グループ(里・上飯・下飯支所は市民生活グループ、鹿島支所は市民福祉グループ)

入院や高額な外来診療を受診される皆さんへ

「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、医療費の窓口負担が、高額療養費の自己負担限度額までの支払いで済み

ます。また、市民税非課税世帯の方には、窓口での支払いを自己負担限度額に調整し、入院時の食事代を減額する「限度額適用・標準負担額減額認定証」があります。

現在交付されているこれらの認定証の有効期限は7月31日で、8月以降も引き続き必要な方は、改めて交付の申請が必要です。

対象	交付の条件
国民健康保険被保険者 〔70歳未満〕	申請時に、国民健康保険税の滞納がない方
国民健康保険 高齢受給者 〔70歳以上〕	世帯主と国民健康保険加入者全員の平成30年度市民税が非課税の方または保険証の負担割合が「3割」の方

【手続きに必要なもの】国民健康保険被保険者証、マイナンバーカードまたは通知カード、領収書(市民税非課税世帯で、過去1年間の入院日数が90日を超える方)

*7月2日(月)から事前受付をしています。これらの認定証は8月1日を基準としていたため、7月に申請されても交付は8月以降になります。